

第 2 7 回農業委員会総会議事録

令和 2 年 3 月 6 日（金）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

－ 議 事 日 程 －
1 議事録署名委員の指名
2 会 期 の 決 定
3 報 告
4 議 事

－ 本日の会議に付した事件 －
日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第102号から第104号)
日程第4 議事(議案第90号から第92号)

－ 委員及び出欠委員の氏名 －

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (24人)

1 番	稲垣 潔	2 番	横山 實
3 番	松山 宗則	4 番	永森 薫
6 番	城石 美枝子	7 番	砂原 仁志
8 番	前田 進	9 番	石庭 文男
10 番	舟木 康眞	11 番	帯刀 眞理子
12 番	土合 正夫	13 番	山本 克伸
14 番	森 敏朗	15 番	進藤 久司
16 番	宮下 勉	17 番	村上 利之
18 番	山谷 孝芳	19 番	佐伯 瑞穂
20 番	樋上 豊	21 番	明石 茂
22 番	堀 正	23 番	水上 幸雄
24 番	齊藤 高志	25 番	大垣 秀雄

欠 席 委 員

5 番 有沢 敏博

議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 会期の決定

- 第 3 報告第 102 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について
報告第 103 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について
報告第 104 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

- 第 4 議案第 90 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 91 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 92 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 福井 有希夫

主 査 青木 克憲

主 任 吉田 大樹

射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 5 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 2 7 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。

本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

－ 議事録署名委員の指名 －

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「15 番 進藤委員」「16 番 宮下委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

－ 会 期 の 決 定 －

議長（舟木会長）

次に、日程第２の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日１日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定します。
以上で日程第２を終わります。

－ 報 告 －

議長（舟木会長）

次に、日程第３ 報告事項に入ります。

－ （報告第１０２号の説明） －

議長（舟木会長）

報告第１０２号農地法第３条の３第１項の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。各案件についてご了知をお願いします。

－ （報告第１０３号の説明） －

議長（舟木会長）

次に報告第１０３号農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理

について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)
議案書により説明。

議長(舟木会長)
以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)
質疑なしと認めます。各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— (報告第104号の説明) —

議長(舟木会長)
次に報告第104号農地法第18条第6項の規定による通知等について
議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)
議案書により説明。

議長(舟木会長)
以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)
質疑なしと認めます。各案件について、ご了知をお願いします。

議長(舟木会長)
次に日程第4、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— (議案第90号説明・表決) —

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第 90 号農地法第 3 条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書の 5 ページをご覧ください。

今回は 4 件ございます。

【議案第 90 号について議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第 90 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第 90 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

－ （議案第 91 号説明・表決） －

議長（舟木会長）

次に、議案第 91 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書 6 ページの議案第 91 号をご覧ください。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 1 件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 9 1 号を議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

議案第 9 1 号の 1 番について、松山委員から説明をお願いします。

松山委員

議案第 9 1 号の 1 番について説明します。

申請人は〇〇市内のアパートで妻と子の 3 人で暮らしています。

子供の世話や親の面倒を見るため、住宅建築の候補地を検討したところ、
実家に近い祖父が所有の農地を転用することで承諾を得られたため、今回転
用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の
同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。
これより、本議案についての質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

永森委員

「報告第 1 0 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知等について」
で、全筆解約しているが、いずれ戻すのか。

事務局（青木）

農業者年金の経営移譲年金を受給している関係で全筆を解約し、1 年以内
に住宅の転用許可と 3 条許可を受け戻すことになる。

議長（舟木会長）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

別段ないようですから、これにて質疑を終結いたします。

議案第 9 1 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について許可相
当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第91号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— (議案第92号説明・表決) —

議長(舟木会長)

次に、議案第92号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

なお、本議案中、〇〇番〇〇委員に関する案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席をいたします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(矢野)

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

議長(舟木会長)

〇〇は借賃の単価がバラバラであるが、何か決まりがあるのか。

事務局(矢野)

所有者が市内か市外かで分けていると聞いている。

議長(舟木会長)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第92号 農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 (舟木会長)

挙手全員であります。

よって、議案第 9 2 号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長 (舟木会長)

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって第 2 7 回総会を閉会します。

閉会時刻 午後 2 時 3 5 分

その他協議・報告事項

令和元年度農業委員会研修会の開催中止について

~~・日 時 令和 2 年 3 月 9 日 (月) 午後 1 時 3 0 分より~~

~~・場 所 アイザック小杉文化ホール ラポール~~

令和 2 年度農業委員会総会日程について

次回開催場所と時刻について

- ・開催日 4 月 7 日 (火) 午後 2 時から
- ・会 場 大島分庁舎大会議室

第二十七回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 令和二年三月九日
至 令和二年三月三十一日